

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		結核指定医療機関の指定取消し
根拠条例・規則等名		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
条 項		第 3 8 条第 9 項
所 管 部 課		保健衛生局保健所感染症対策課（048-840-2204）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	過去に実績がなく、希な事例であり、個別に具体的な判断をせざるを得ないもので法令の定め以上にあらかじめ処分基準等を設定することは困難である。
	設定等年月日	平成 1 9 年 4 月 1 日設定 令和 3 年 4 月 1 日最終改正
備 考		